【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月18日
【会社名】	株式会社ピアズ
【英訳名】	Peers Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　桑野　隆司
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番４号　品川グランドセントラルタワー15階
【電話番号】	03-6811-2211
【事務連絡者氏名】	取締役　管理部部長　栗田　智代
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番４号　品川グランドセントラルタワー15階
【電話番号】	03-6811-2211
【事務連絡者氏名】	取締役　管理部部長　栗田　智代
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、2026年11月18日開催の取締役会において、2027年１月１日を効力発生日（予定）として、当社の携帯販売員派遣事業（以下、「本事業」）を、新設分割により新たに設立する当社の100%子会社（以下、「新設会社」といいます。）に承継させること（以下、「本会社分割」といいます。）を決議いたしました。

また、新設会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、当社の特定子会社に該当することとなるため、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号並びに第７号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

１．特定子会社の異動

(1)当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

①名称：マーケティングスタッフサービス株式会社
②住所：東京都港区港南２丁目16－４
③代表者の氏名：代表取締役　井上智宏
④資本金の額　：20百万円
⑤事業の内容　：人材派遣事業
（注）特定子会社についての記載内容は、本報告書提出日時点における予定です。

(2)当該異動の前後における当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

①当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数
異動前：－個
異動後：1,000個
②総株主等の議決権に対する割合
異動前：－
異動後：100%

(3)当該異動の理由及びその年月日

①異動の理由
新設会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、当社の特定子会社に該当するためであります。
②異動の年月日
2027年１月１日(予定)

２．新設分割

(1)新設分割の目的

当社は、創業以来、通信業界向けのセールスプロモーション事業を展開し、その中核の一つとして、携帯電話販売の現場へセールスプロモーション人員を提供する携帯販売員派遣事業（以下、「本事業」といいます。）を営んでまいりました。2022年には通信業界向け人材派遣事業を営む株式会社ウィルを子会社化し、2023年に同社を吸収合併するなど、本事業を強化してまいりました。本事業においては、通信業界で培った店舗運営・人材育成ノウハウを活かし、大手通信キャリアをはじめとする顧客企業に、販売現場を支える人材を安定的に提供してまいりました。

一方、通信業界の販売現場においては、取り扱う商材やサービスの多様化・高度化に伴い、専門知識や販売スキルを備えた人材の確保が一層重要な経営課題となっております。顧客企業では、従来の派遣による人材の活用に加え、人材紹介による直接雇用のニーズも高まっております。

当社グループは、通信領域で培った店舗運営・人材育成のノウハウと、オンライン接客・AIコミュニケーション技術を基盤に、金融領域への事業展開を進めております。銀行・証券会社等の金融機関においても、店舗及び非対面チャネルの顧客接点を担う人材の需要が今後高まるものと考えております。

こうした事業環境と顧客企業のニーズを踏まえ、新設会社では、既存の携帯電話販売の現場へのセールスプロモーション人員の提供を行うとともに、新たに事業展開を進める金融領域に対しても顧客接点を担う人材提供を進めてまいります。通信・金融の両領域において、人材派遣と人材紹介の両面から、顧客企業の人材確保・活用を総合的に支援する体制を構築してまいります。

新設会社で新たに展開を予定している人材紹介事業では、ITエンジニア向けキャリア支援プラットフォーム「Forkwell」を運営する当社連結子会社株式会社フォークウェルと連携してまいります。同社が人材紹介領域において培った候補者の集客や採用決定に至るまでの支援ノウハウを活用し、事業の早期立ち上げと拡大を図ってまいります。また、本事業を子会社化することで、事業特性に応じた採用・育成体制や人事制度を整備するとともに、責任と権限を明確化し、顧客企業のニーズに迅速に対応できる事業運営体制を構築してまいります。

本会社分割を通じて、通信・金融の両領域における人材サービスの拡大と収益基盤の強化を図り、当社グループの企業価値向上につなげてまいります。

(2)新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他新設分割計画の内容

①新設分割の方法

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする当社単独の簡易新設分割です。新設会社は、当社の100%子会社となる予定です。本会社分割は、会社法第805条に規定する簡易新設分割に該当するため、株主総会での承認を得ずに行う予定です。

②新設分割に係る割当ての内容

本会社分割に際し、新設会社は普通株式1,000株を発行し、そのすべてを分割会社である当社に割り当てます。

③その他新設分割計画の内容

新設分割計画の内容は、後記のとおりであります。

(3)新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本会社分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本会社分割に際して新設会社が発行する株式はすべて当社に割当て交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮して決定いたしました。

(4)新設分割の後の新設分割設立会社(異動に係る特定子会社)となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、事業内容、資本金の額、純資産の額及び、総資産の額

(1) 名称	マーケティングスタッフサービス株式会社
(2) 所在地	東京都港区港南２丁目16－４
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役　井上智宏
(4) 事業内容	人材派遣事業
(5) 資本金	20百万円
(6) 総資産の額	207百万円（予定）
(7) 純資産の額	144百万円（予定）
(8) 決算期	９月30日

（注）実際に分割される資産・負債の金額は、上記金額に本会社分割の効力発生日までの増減を加除したうえで確定いたします。

以　上

別紙

新設分割計画書

株式会社ピアズ（以下「当社」という。）は、新たに設立するマーケティングスタッフサービス株式会社（以下「新設会社」という。）に対し、当社が携帯販売員派遣事業（以下「本対象事業」という。）に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本新設分割」という。）につき、以下のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第２（新設会社の定款記載事項）

１　新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」記載のとおりとする。

２　新設会社の本店の所在場所は、東京都港区港南2丁目16番4号とする。

第３（新設会社の設立時取締役の氏名）

１　新設会社の設立時取締役は、以下のとおりとする。

井上智宏

２　新設会社の設立時代表取締役は、以下のとおりとする。

井上智宏

第４（新設会社が当社から承継する権利義務に関する事項）

１　当社は、2026年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本成立日（第6条に定義するものをいう。以下同じ。）の前日の終了時までの増減を加除した本対象事業に関する当社の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を本成立日において新設会社に引き継ぎ、新設会社は、これを承継する。その詳細は、別紙2「承継権利義務明細表」に記載するとおりとする。
２　本新設分割による当社から新設会社に対する債務の承継は、すべて免責的債務引受の方法による。ただし、当該承継する債務について当社が履行その他の負担をしたときは、当社は、新設会社に対し、その負担の全額について求償することができる。

第５（新設会社が本新設分割に際して交付する株式の数）
新設会社は、本新設分割に際し、普通株式1,000株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として当社に対して交付する。

第６（新設会社の資本金及び準備金等に関する事項）
本成立日における資本金、準備金及びその他資本剰余金の額は、以下のとおりとする。
(1)資本金の額　　金20,000,000円
(2)資本準備金の額　金50,000,000円
(3)利益準備金の額　金0円
(4)その他資本剰余金の額　会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から第1号及び第2号に定める額の合計額を控除した額

第７（新設会社の成立の日）
新設会社の設立の登記をすべき日（以下「本成立日」という。）は、2027年1月1日とする。ただし、手続の進行上の必要性その他の事情により必要な場合は、当社の取締役会決議によって、これを変更することができる。

第８（簡易新設分割）
当社は、会社法第805条の定めに従い、同法第804条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本新設分割を行うものとする。

第９（競業避止義務）
当社は、新設会社が承継する本対象事業について競業避止義務を負わず、本成立日以降においても、本対象事業と競業する事業を行うことができるものとする。

第１０（本計画の変更及び中止）
当社は、本計画作成日から本成立日に至るまで、天災地変その他の事由により、当社の財務状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、又は本新設分割を中止することができるものとする。

第１１（本計画に定めのない事項）
本計画に定めるもののほか、本新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、当社の取締役会がこれを定める。

2026年11月18日
東京都港区港南2丁目16番4号
株式会社ピアズ
代表取締役 桑野 隆司

別紙１

マーケティングスタッフサービス株式会社　定款
令和９年１月１日設立
定款

第１章　総則

（商　号）
第１条　当会社は、マーケティングスタッフサービス株式会社と称する。

（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．労働者派遣事業
２．有料職業紹介事業
３．携帯電話、スマートフォンその他通信機器の販売、販売支援及び営業支援に関する業務
４．販売員、営業員その他人材の教育、研修及び育成に関する業務
５．販売促進、セールスプロモーション、イベントの企画、運営及び請負
６．一般事務、営業事務、データ入力、資料作成、問い合わせ対応その他の事務業務支援
７．情報通信分野その他各種業務における調整業務、進行管理業務、ヘルプデスク及び運用支援
８．前各号に附帯又は関連する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関構成）
第４条　当会社は、取締役会、監査役その他会社法第３２６条第２項に定める機関を設置しない。

（公告方法）
第５条　当会社の公告は、官報に掲載してする。

第２章　株式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、１万株とする。

（株券の不発行）
第７条　当会社の株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）
第８条　当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

（株主名簿記載事項の記載の請求）
第９条　株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）
第10条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（基準日）
第11条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
②　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。

（株主の住所等の届出等）
第12条　当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。
②　当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第３章　株主総会

（招　集）
第13条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役の過半数の決定により定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

③ 株主総会を招集するには、会日より１週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

（招集手続の省略）

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議 長）

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役の過半数の決定により定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

② 会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議の省略）

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第18条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第19条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、１０年間当会社の本店に備え置くものとする。

第４章 取締役及び代表取締役

（取締役の員数）

第20条 当会社の取締役は、１名以上とする。

（資 格）

第21条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

② 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

（取締役の選任の方法）

第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第23条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び社長）

第24条 当会社に取締役が２名以上いるときは代表取締役１名以上を置き、株主総会の決議によって定めるものとする。

② 取締役の過半数の決定により、代表取締役のうち１名を社長とし、取締役が１名のときは、当該取締役を社長とする。

③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

（役付取締役）
第25条　前条のほか、取締役の過半数の決定により、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

（報酬等）
第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第５章　計算

（事業年度）
第27条　当会社の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までの年１期とする。

（剰余金の配当及び除斥期間）
第28条　剰余金の配当は、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載され、若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。
　② 剰余金の配当が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第６章　附　則

（最初の事業年度）
第29条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和９年９月３０日までとする。

（設立時の取締役及び代表取締役）
第30条　当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。
　　設立時取締役　　井上智宏
設立時代表取締役　井上智宏

以上、東京都港区港南二丁目１６番４号　株式会社ピアズの携帯販売員派遣事業に関して有する権利義務を分割して本会社を設立するにつき、この定款を作成する。

別紙2

承継権利義務明細表

本新設分割により新設会社が当社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、以下に定めるとおりとする。

1　資産
本成立日の前日の終了時において当社が所有する資産のうち本対象事業に属する以下の資産
(1)流動資産
現預金、売掛金
(2)固定資産
のれん、顧客関連資産

2　債務
本成立日の前日の終了時において当社が負担する債務のうち本対象事業に属する一切の債務、及び、本成立日の前日の終了時までに発生した事由又は原因に基づき本成立日後に発生し、又は顕在化する本対象事業に属する一切の債務（いずれも、偶発債務、潜在債務、損害賠償債務その他簿外債務を含む。）

3　雇用契約その他の権利義務
(1)雇用契約
本成立日の前日の終了時において当社が締結している雇用契約のうち本対象事業に主として従事する従業員（ただし、当社との間で本成立日の前日までに承継対象から除く旨を書面で合意したものを除く。）と当社との間の雇用契約に係る契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務
(2)雇用契約以外の契約

本成立日の前日の終了時において当社が締結している雇用契約以外の契約のうち、本対象事業に関する労働者派遣契約、業務委託契約その他本対象事業に関する一切の契約に係る契約上の地位及びこれらの契約に基づく一切の権利義務

以上